（前のページより続き）

○高速自動車国道に関する件
（**国土交通**三二八）　三二

○特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律施行令第二条第一号及び第二号に規定する国土交通大臣が定める算定の方法及び公営住宅法第四十四条第三項並びに公営住宅法施行令第二条第一項第一号及び第三号並びに第三条第一項に規定する国土交通大臣が定める期間等の一部を改正する件（**同**三二九）　三三

○土地収用法の規定に基づき事業の認定をした件（**東北地方整備局**四八）　三四

○道路に関する件（**同**四九、五〇）　三四

○道路に関する件
（**関東地方整備局**九四）　三五

○道路に関する件
（**中部地方整備局**七〇）　三五

○道路に関する件
（**近畿地方整備局**六六、六七）　三五

○道路に関する件
（**中国地方整備局**四一）　三六

○浄化槽の型式を認定した件
（**四国地方整備局**六三～六五）　三六

○住宅の品質確保の促進等に関する法律の規定により登録住宅性能評価機関の評価員の氏名等を変更した件
（**同**六六）　三六

○都市計画に関する件
（**九州地方整備局**七三、七四）　三六

○道路に関する件（**同**七五、七六）　三六

〔官庁報告〕

官庁事項

九州地方整備局公示（九州地方整備局）　三六

本号で公布された法令のあらまし

◇**犯罪による収益の移転防止に関する法律の一部を改正する法律の施行期日を定める政令**（政令第五五号）（警察庁）

犯罪による収益の移転防止に関する法律の一部を改正する法律（平成二三年法律第三一号）の施行期日は、平成二五年四月一日とした。

◇**犯罪による収益の移転防止に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令**（政令第五六号）（警察庁）

一　関係政令の整備等

1　犯罪による収益の移転防止に関する法律施行令の一部改正

㈠　厳格な顧客管理を行う必要性が特に高いと認められる取引について、その額を超える財産の移転を伴うものを行うに際して資産及び収入の状況の確認を行わなければならないこととなる額を二〇〇万円とすることとした。（第一一条関係）

㈡　厳格な顧客管理を行う必要性が特に高いと認められる取引として、その締結が特定取引に該当することとなる契約に基づく取引であって、次のいずれかに該当するものを定めることとした。（第一二条関係）

(1)　その取引の相手方が当該契約に係る契約の締結に際して行われた契約時確認に係る顧客等又は代表者等になりすましている疑いがある取引

(2)　契約時確認が行われた際に当該契約時確認に係る事項を偽っていた疑いがある顧客等（その代表者等が当該事項を偽っていた疑いがある顧客等を含む。）との取引

㈢　その国又は地域に居住し又は所在する者に係る一定の特定取引が厳格な顧客管理を行う必要性が特に高いと認められる取引となる犯罪による収益の移転防止に関する制度の整備が不十分と認められる国又は地域をイラン及び北朝鮮とすることとした。（第一三条関係）

㈣　その他所要の改正を行うこととした。（第一条関係）

2　関係政令の規定の整備

保険業法施行令その他の関係政令について、犯罪による収益の移転防止に関する法律の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）の施行に伴う所要の改正を行うこととした。（第二条～第五条関係）

二　経過措置

本人確認を行っている顧客等との取引に準ずる取引を定める等、所要の経過措置を設けることとした。（第六条～第一二条関係）

三　この政令は、一部の規定を除き、改正法の施行の日（平成二五年四月一日）から施行することとした。